

# 緊急事態宣言の全国拡大に伴う 双葉塾の対応についてのお知らせ

4月16日に緊急事態宣言が全国に向けて発され、徳島も例外なくその対象となりました。その点について4月17日に飯泉嘉門知事から『徳島は特定警戒都道府県に含まれないため、休業要請は当面見合わせる。』との発表がありました。

それを受け、当塾では4月中は通常通りに塾での授業を実施することに決定いたしました。ただ、今後の状況を鑑みてオンラインでのライブ配信授業へいつでも移行できるような態勢を整えていこうと思います。すでに高校生の一部のクラスでは「zoom」という動画配信ソフトを用いて移行に向けた授業の練習を段階的に進めています。この練習授業を4月中に全学年の集団授業に関して実際に時間を設けて行いたいと考えています。お手間を取らせることになることと存じますが、各ご家庭にご協力いただき、有事の際にこの状況乗り越えられる準備をしていきたい所存です。また5月1日～6日の期間は、塾はゴールデンウィークの休業といたします。よろしくお願いいたします。

## まとめ

- ・4月中は通常通りに塾での授業を実施します。
- ・オンラインでの授業の練習をクラス単位で行います。曜日・時間は各授業内でお伝えします。zoomアプリのパソコンへの導入方法は別紙でお配りいたします。
- ・5月1日から6日は塾はゴールデンウィーク休業になります。

また、状況が悪化した場合は4月中であっても即時にオンライン授業への切り替えを行うことになるかもしれません。以下のいずれかが発生した場合は即時に移行・または休講といたします。

- ① 国による全国の学習塾に対する休業要請の発令。
- ② 徳島県知事による学習塾に対する休業要請の発令。
- ③ 塾生が通う学校・塾生の家族・塾生・講師のいずれかにおいて陽性反応者が出た場合。
- ④ 双葉塾の周辺（鮎喰川以南）で陽性反応者が確認された場合。

↓塾の公式ラインアカウントです。今後のために是非ご登録をお願いいたします。



QRコードを読み取り、友達に追加をしていただくと、自動返信でトーク部屋が作成されます。そこで、お名前を教えてください。よろしくお願いいたします。

その他ご不明な点はお電話でも受け付けております。

TEL：088-623-4077